

広島県告示第八百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年十月五日までの間、縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道井関加茂線	福山市加茂町字北山四〇八〇番八地先から 福山市加茂町字北山四〇八〇番八地先まで 福山市加茂町字北山四〇八〇番八地先から 福山市加茂町字北山四〇八〇番一地先まで	令和三年九月二二日